

直方市いじめ防止基本方針

～ いじめ しない させない みのがさない ～

平成 2 6 年 1 1 月

直 方 市

(平成 3 0 年 4 月改定)

目 次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめ防止等の対策に関する基本理念	3
3 直方市いじめ防止基本方針策定の目的	4
4 いじめ防止に向けた方針	4
第2章 いじめの防止等のために直方市が実施すべき施策	5
1 直方市いじめ防止基本方針の策定	6
2 直方市いじめ問題対策連絡協議会の設置	6
3 直方市いじめ問題専門委員会の設置	7
4 直方市教育委員会の取組	7
5 その他	9
第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	9
1 学校いじめ防止基本方針策定の考え方	9
2 学校の組織づくりに向けて	11
3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて	11
第4章 重大事態への対処	13
1 重大事態の発見と調査	13
2 調査結果の報告を受けた直方市長による再調査及び措置	16
第5章 その他いじめ防止等のための対策に関する事項	17

はじめに

現在、子どもたちの学校生活の中にある「いじめの問題」は、我が国の教育において、社会的な問題として重要課題の一つとなっています。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止していくためには、市民全体が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりをすすめていかなければいけません。

直方市は、市民総がかりでいじめに対峙していくために、基本的な理念や体制を整備し、かつ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）、福岡県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）に基づいて、直方市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「直方市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定することとしました。

この市の基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関の連携等をより実効的なものにするため、法により規定された、市や学校における組織体制や、いじめへの組織的対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、国の基本方針及び県の基本方針の改定に伴い、新たに示された具体的な施策や児童生徒の見守り等を踏まえいじめの防止等のための取組を定めるものです。

今後、本基本方針に基づき、市としても、いじめの問題の解決に全力で取り組んで参りますので、関係者におかれましては、これに基づき取組の具体化を図っていただきたいと思います。

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

法 第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この法律において

- 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

この法律において、

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

心理的な影響：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、

させられたりする。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童等の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童等を全面的に支援する。

さらに、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を訴えない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることを考え、学校は個々の児童等の理解に努め、適切に対応していくことが必要である。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

すべての児童等は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童等が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

児童等は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童等は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび児童等の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成がなされれば、その場は児童等の居場所として機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。児童等にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

このため、いじめを未然に防止するための観点として、国及び県は次のことを求めている。

- ・ すべての児童等に対する「いじめは決して許されないこと」の理解
- ・ 児童等の豊かな情操や道徳心の涵養
- ・ 心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・ ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・ 自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの促進
- ・ いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進するための普及啓発
そこで、この観点を具現化する方向性を次のとおり示す。
- ・ いじめはどの集団でも、どの学校でも、どの児童等にも起こりうる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害である。
- ・ いじめを防止するには、いじめの加害者・被害者という二者関係だけでなく、所属集団の構成上の問題（無秩序や閉鎖性等）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- ・ 児童等の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校・家庭・地域など、

市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し活動することが必要である。

- ・ 児童等は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団の推進者であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努めることが必要である。

3 直方市いじめ防止基本方針策定の目的

直方市は上記の基本理念のもと、いじめ問題の対策を市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、直方市立小中学校(以下「学校」という。)で、児童等の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめ防止に向けた方針

児童等のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努めなければならない。また、いじめを察知した場合は、即座に適切な指導をすることが重要であり、その実行のために市全体で児童等の健やかな成長を支え、各々が見守っていく役割を果たす責務がある。

(1) 市として

- ア いじめ防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- イ いじめの予防及び早期発見、いじめを受けた児童等に対する適切な支援、いじめを行った者に対しての適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ウ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- エ 児童等が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

(2) 学校として

- ア あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- イ 児童等が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童等が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ウ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童等にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は迅速に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- エ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童等を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- オ 相談窓口を明示するとともに、児童等に対して定期・不定期のアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童等一人一人の状況の把握に努める。
- カ 児童等間のトラブルは軽微なものも含めて、即時解消に向けて指導することが必要であり、常に児童等の状況を見守り、よりよい人間関係を築くことが求められる。

(3) 保護者として

- ア どの児童等も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- イ 児童等のいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめの根絶を目指し、互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- ウ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(4) 子どもとして

- ア 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- イ 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけるとともに、周囲の友人や大人に積極的に相談する。

(5) 市民、関係機関

- ア 市民は、直方市の児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- イ 児童等の成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- ウ 市民等は、地域行事等で子どもが主体的に参加できるよう配慮する。
- エ 児童等の健全育成に関わる諸機関（警察・児童相談所・医療機関・法務局等）は、その役割を認識し、児童等が健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめの根絶に努める。

第2章 いじめの防止等のために直方市が実施すべき施策

市は、基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。

また、これらに必要な次の措置を講じる。

いじめの防止等のため市が実施すべき事項（対応する法律事項の整理）

- いじめの防止等のための対策について、国・県と協力しつつ地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務（法第6条）
- いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針策定の努力義務（法第12条）
- いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るためのいじめ問題対策連絡協議会・附属機関の設置及び直方市教育委員会との連携を図るために必要な措置（法第14条）
- いじめ防止のため児童等が自主的に行う活動への支援・啓発、その他必要な措置（法第15条）
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策（法第16条）
- 関係部局間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（法第17条）

- 教員の養成及び研修を通じた資質の向上，生徒指導体制の充実のための教員や養護教諭等の配置，心理・福祉等の専門的知識を有する者でいじめの防止等を含む教育相談等に応じるものの確保，多様な外部人材の確保（法第18条）
- インターネットを通じて行われるいじめに児童等が巻き込まれていないかどうかを監視する機関・団体の取組の支援やこのようないじめに対処する体制の整備（法第19条）
- いじめの防止等のために必要な事項と対策の実施状況に関する調査研究及び検証とその成果の普及（法第20条）
- いじめが児童等の心身に及ぼす影響，いじめを防止することの重要性，相談制度や救済制度等についての普及啓発（法第21条）
- いじめの報告に係る当該学校への必要に応じた支援・措置，当該事案の調査（法第24条）
- 学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため，学校相互間の連携協力体制の整備（法第27条）

特に直方市として，次の7項目を優先事項として重点的に推進する。

- ・ 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の強化
- ・ 教職員の資質の向上
- ・ 保護者等を対象とした啓発活動
- ・ インターネット上のいじめの監視及び防止に向けた児童等への指導，保護者等への啓発
- ・ いじめ防止等のために必要な事項やいじめ防止等のための調査研究，検証及び成果の公表
- ・ いじめに係る相談制度または救済制度等についての広報及び啓発活動
- ・ 学校と家庭，地域が組織的に連携・協働する体制の構築

なお，いじめに係る相談，情報提供を受けた者は，当該相談，情報提供等の際に取得した個人情報「直方市個人情報保護条例（平成18年9月直方市条例第20号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。」の漏洩の防止，その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

1 直方市いじめ防止基本方針の策定

法 第12条（地方いじめ防止基本方針）

地方公共団体は，いじめ防止基本方針を参酌し，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

本市においては，これまでいじめ問題の解決を目指して，国の施策や県の施策「福岡県いじめ問題総合対策」に則って取組を推進してきた。

基本方針の策定にあたっては，国及び県の基本方針を参酌し，直方市の実状に即したものとする。

2 直方市いじめ問題対策連絡協議会の設置

法 第14条（いじめ問題対策連絡協議会）

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校、教育委員会、法務局直方支局、直方警察署（飯塚少年サポートセンターを含む。）、田川児童相談所、その他の関係者により構成される「直方市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。事務局を教育委員会学校教育課に置く。

3 直方市いじめ問題専門委員会の設置

法 第14条（いじめ問題対策連絡協議会）

- 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

教育委員会は法第14条第3項の規定に基づき、連絡協議会との円滑な連携のもとに、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、「直方市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置する。学校においていじめが認知された場合、専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

この専門委員会は、弁護士、学識経験者、医師、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

4 直方市教育委員会の取組

（1）いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。（法第15条）

イ 直方市立学校に在籍する児童等が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置

を講ずる。

ウ いじめを早期に発見するため、直方市立学校に在籍する児童等に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずる。また、直方市教育委員会として、直方市立学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状況を把握する。（法第16条）

エ 直方市立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー等の配置、弁護士等の専門家への相談、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備を図る。生徒指導主事等の専任教員の配置または指名を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。

オ 直方市立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。（法第18条）

カ 直方市立学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対する、必要な啓発活動を実施する。（法第19条）

キ 児童等をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月（人権週間、国際連合・人権デー）を「いじめ防止啓発強調月間（いじめ防止一斉キャンペーンの実施）」とする。（法第21条）

（2）いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置（法第24条・26条・27条）

直方市教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示する。学校に対する必要な支援とは、具体的には、スクールカウンセラーや弁護士等の専門家への相談、警察等関係機関との連携等に対する支援が考えられる。直方市教育委員会は、直方市立学校に対し、いじめへの対処の際にこれらの支援を行うことを、予め周知しておく必要がある。さらに、直方市教育委員会として、学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

直方市教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。やむおえず、いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

イ 警察への通報・相談による対応（法第23条）

いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童等の生命、

身体、または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要であることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価の留意点（法第34条）

直方市教育委員会は、学校のいじめ防止基本方針に位置付けられた、年間を通じたいじめの早期発見、事案対処、校内研修等の取組について、達成目標を学校評価の評価項目に明記するように指導する。さらに、取組の実施状況について、学校評価の評価項目に基づき、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

また、学校長に対し、いじめの有無やその多寡に左右されるのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童等の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の情報共有、学校での役割分担にもとづく、迅速かつ適切な組織的な対応等について評価するよう指導する。

イ 学校運営改善の支援（法第34条）

教職員が児童等と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

5 その他

本市は、法の施行状況等を勘案して市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。加えて、教育委員会は「基本方針」について、策定状況を確認し、公表する。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

法 第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実状に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は法第13条の規定に基づき「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に対応する。そのため法第22条の規定に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策委員会」という。）を置く。中核としての校長

の強力なリーダーシップのもと、教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実状に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針策定の考え方

学校は、国や県の基本方針、市の基本方針を参酌し、自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること。

学校基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制の充実、児童等指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。策定にあたっては、国の『学校いじめ基本方針』策定Q&A（国立教育政策研究所）を参考にし、「新潟県いじめ問題総合対策（平成25年4月）」で対応できるものと新たに取組まなければならないものを整理して策定する。

- （1）学校基本方針を策定するにあたっては、検討する段階からの保護者や地域の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。
- （2）児童等とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童等の意見を取り入れる等、児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- （3）より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実状に即して適切に機能しているかを「学校いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

※ 法が示す「学校いじめ防止基本方針」の内容

◎ 基本方針と組織等に関すること

○ 学校いじめ防止基本方針（法第13条）

法の規定により国や県、市の基本方針等をもとに、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を策定する。

○ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（法第22条）

いじめ防止等のために、学校の中核となって組織的な対応を促進する「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、月1回以上定期的に開催する。

○ 学校評価における留意事項（法第34条）

いじめ問題の取組状況を評価するとともに、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかを検証し、結果を指導の改善に生かす。

○ 関係機関等との連携等（法第17条）

連携する所管の警察、飯塚少年サポートセンター、田川児童相談所、法務局直方支局、直方市要保護児童対策連絡協議会、校区子ども育成会等を明記し、連携の強化に努める。

◎ 取組に関すること

これまでの取組の継続やこれからの取組の内容を具体的に表記する。県教育委員会等から

指定されている取組事項は継続して実施する。

- 学校におけるいじめの防止（法第15条）
- いじめの早期発見のための措置（法第16条）
- いじめに対する措置（法第23条）
- 校長及び教員による懲戒（法第25条）
- いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上（法第18条）
- インターネット（パソコン、携帯電話・スマートフォン等）を通じて行われるいじめ防止のための啓発活動（法第19条）

◎ 重大事態に関すること

- 重大事態への対処（法第28条・30条）
 - ・ 重大事態に係る学校が調査を行う場合の組織の設置と事実関係の調査
 - ・ 被害児童等及び保護者への情報提供
 - ・ 重大事態の発生にともなう教育委員会を通じた市長への報告

2 学校の組織づくりに向けて

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃からのいじめの問題等、生徒指導上の課題に対応するための組織として位置づけている「企画会議」や「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。必要に応じて、心理や福祉の専門家や学識経験者等の参加を求めることも効果的である。

「学校いじめ防止対策委員会」は月1回以上開催するものとし、その役割は、具体的には、

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- ・ いじめの相談・通報の窓口の役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割等が考えられる。

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックやいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて

（1）いじめの防止

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童等が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童等自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

また、いじめ防止の観点から豊かな心の育成のための学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、特に「命の教育の推進」、「人間関係・集団づくり」、「体験活動の推進」、「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」の観点から、道徳教育年間指導計画や人権教育年間指導計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る指導内容等を具体的に盛り込む。加えて集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め支え合う人間関係の構築や学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童等を傷つけたり他の児童等によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、福岡県教育委員会作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引き（平成19年3月）」の活用を図り、日頃からの児童等の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

また、いじめの早期発見を徹底する観点から、チェックリストを作成し、全教職員で実施する。併せて、学校は、いじめ防止一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査（月1回以上、記名・無記名）や相談ポストの設置、日常の教育相談環境の整備等、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置（法第23条対応）

いじめの発見・通報を受けた場合、教職員は、法の規定に基づき、いじめの情報を学校内で共有しなければならない。さらに、特定の教職員で抱え込まず、「学校いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応し、被害児童等を守るとともに、加害児童等に対しては、当該児童等の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

被害児童等に対しては事情や心情を聴取し、児童等の状態に合わせた継続的なケアを行う。

その際、性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うようにする。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断すること。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする。）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

加害児童等に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童等の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。

また、教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする（教員等による正当な懲戒行為及び出席停止制度の適切な運用等）。これらの対応について、全教職員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専

門機関との連携のもとで取り組む。

なお、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童等の生命・身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童等を守る。

その際は、教育的配慮のもと、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

(4) 教員研修の充実（法第18条対応）

学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、県及び教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解をはじめ、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。

(5) 保護者や地域等への働きかけ（法第19条・21条対応）

学校は、在籍する児童等及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。また、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 重大事態への対処

法 第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

1 重大事態の発見と調査

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項に規定する「いじめにより」とは、各号に規定する児童等の状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断する。例えば、

ア 児童等が自殺を企図した場合

- イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童等の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

学校または教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告

法 第30条（公立の学校に係る対処）

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

学校は、重大事態と認められる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態が発生した旨を市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条に規定する調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障を生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童等または保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校または教育委員会が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を並行して行われる調査等で実施する等が考えられる）。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を速やかに行うために「専門委員会」を招集し、調査にあたる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ（い

つ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅して明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことはいうまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

ア いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うなどが考えられる。この際、いじめられた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害児童等の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等への指導を行い、いじめの行為を止める。

いじめられた児童等に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童等の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等を行う必要がある。

これらの調査にあたっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関とも、より適切に連携したりして対応にあたる必要がある。

イ いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合

児童等の入院や死亡など、いじめられた児童等から聴き取りが不可能な場合は、当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童等の自殺という事態が起きた場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童等の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、そのあり方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月)を参考にする。

- 背景調査にあたり、遺族が当該児童等を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在籍児童等及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童等が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校または教育委員会は、遺族に対して主体的に、在籍児童等へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うにあたり、学校または教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・

目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析・評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析・評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることを留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといってトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。

なお、亡くなった児童等の尊厳の保持や児童等の自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道のあり方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

（６）その他留意事項

法第２３条第２項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全豹の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、第２８条第１項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第２３条第２項で行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第２３条第２項による措置にて事実関係の全豹が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童等に関して、出席停止措置の適用やいじめられた児童等の就学校の指定の変更や区域外就学（通学区域制度の弾力的運用）等、いじめられた児童等の支援のための弾力的な対応を検討する。

（７）調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童等及び保護者への適切な情報提供

学校または教育委員会は調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたっては、学校または教育委員会は、他の児童等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

２ 調査結果の報告を受けた直方市長による再調査及び措置

法 第30条第2項（公立の学校に係る対処）

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

（1）再調査

上記（7）－イの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても教育委員会等による調査と同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時、適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

（2）再調査を行う機関の設置

市長は、再調査を実施する機関として、直方市いじめ問題調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置する。調査委員会の委員は市長が専門的な知識を有する第三者に委嘱するが、委員は弁護士、学識経験者、医師、心理や福祉の専門家等の専門的な知識や経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

（3）再調査の結果をふまえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。また、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第5章 その他いじめ防止等のための対策に関する事項

国もしくは県が基本方針の見直し等を検討し、必要があると認められ、その結果に基づいて措置を講じた場合は、市としても国及び県に準じて見直し等を検討する。

加えて、市は改訂された市の基本方針並びに学校の学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、公表するものとする。